

# 協会におけるマイナンバー対応について

令和5年7月21日

全国健康保険協会

---

# マイナンバー登録の流れ

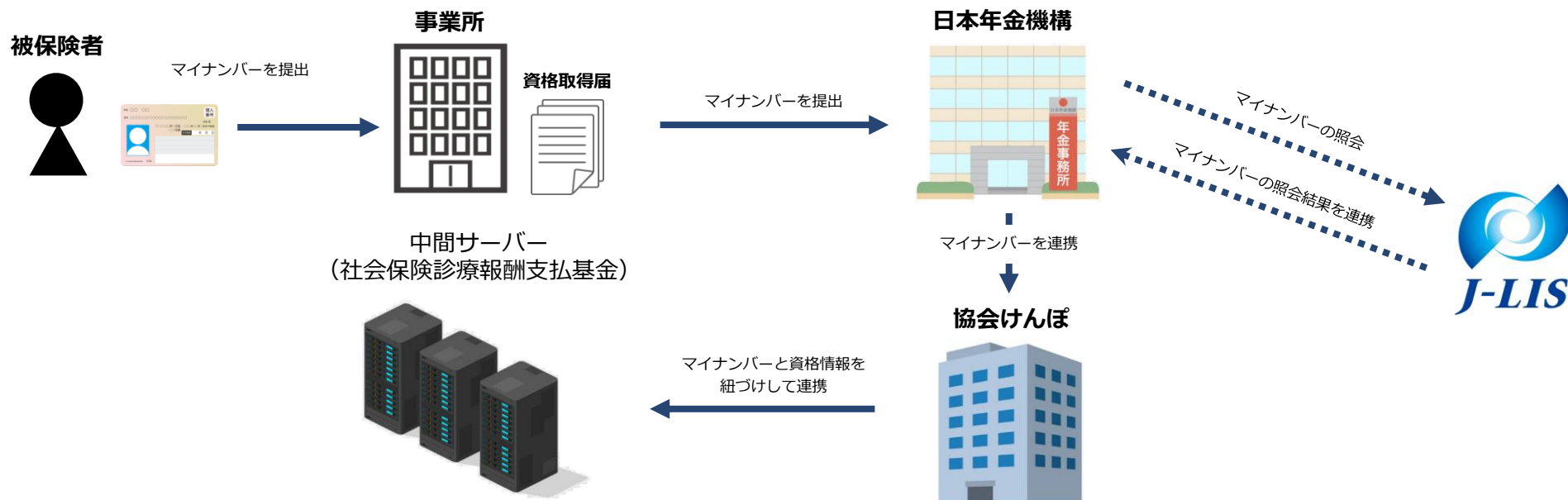
## 1.概要

令和3年10月開始のオンライン資格確認に伴い、協会では、加入者のマイナンバーを収集し、協会が保有する資格情報とマイナンバーを紐づけし、中間サーバー（社会保険診療報酬支払基金）に登録している。

## 2.資格情報とマイナンバーの紐づけの流れ

### (1) 一般被保険者の場合

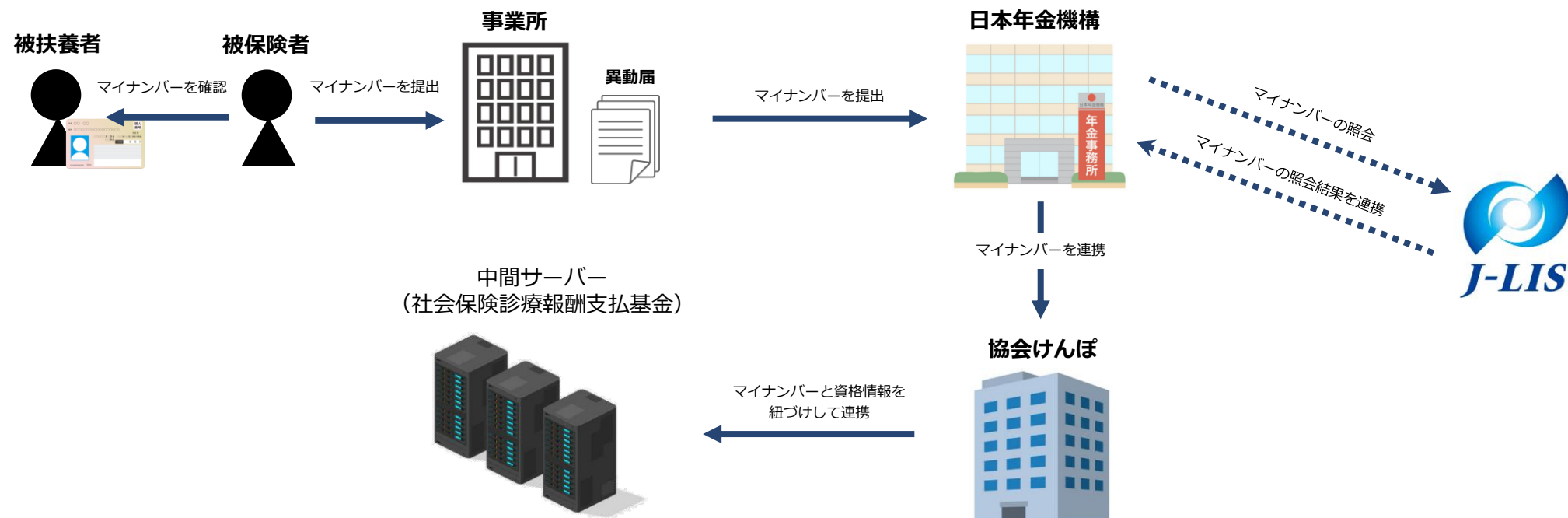
被保険者がマイナンバーを事業所に提出し、事業所は、資格取得届にマイナンバーを記載し、日本年金機構に提出する。日本年金機構では、J-LIS照会（※）を実施し、マイナンバーを確認した後、協会に連携する。協会では、資格情報とマイナンバーを紐づけし、中間サーバーに連携する。



(※) 住民基本台帳ネットワークを活用してマイナンバーや住民票情報を照会する仕組み

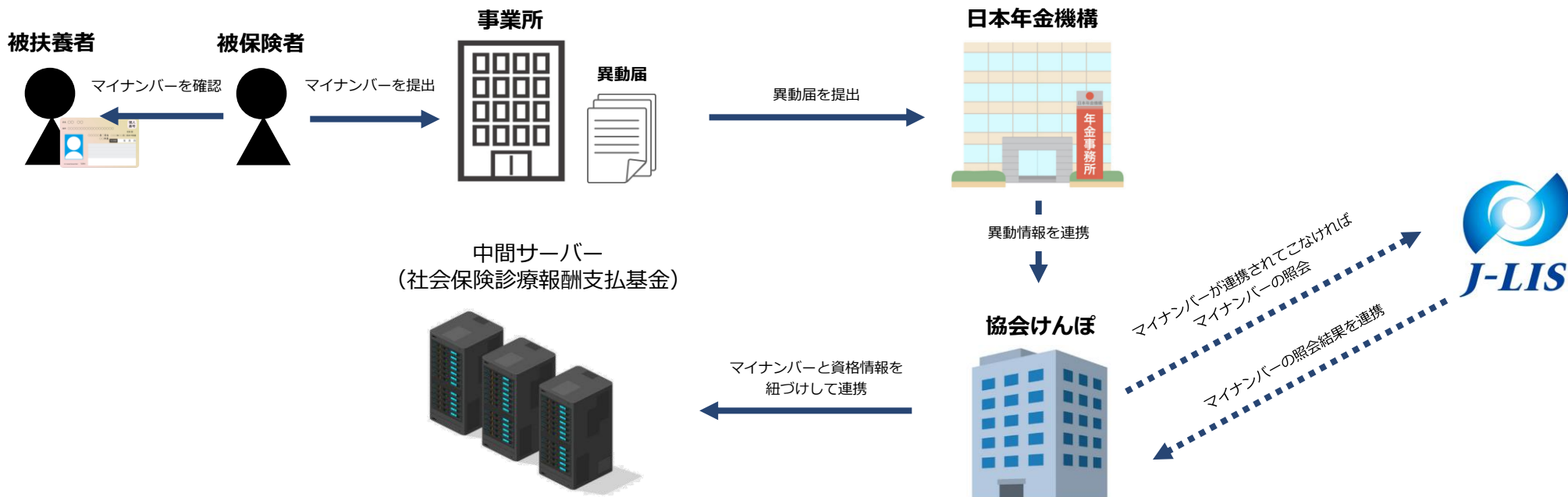
## (2) 一般被扶養者の場合（マイナンバーで扶養条件を確認する場合）

被保険者が被扶養者のマイナンバーを事業所に提出し、事業所は、異動届にマイナンバーを記載し、日本年金機構に提出する。日本年金機構では、J-LIS照会を実施し、マイナンバーを確認した後、協会に連携する。協会では、資格情報とマイナンバーを紐づけし、中間サーバーに連携する。



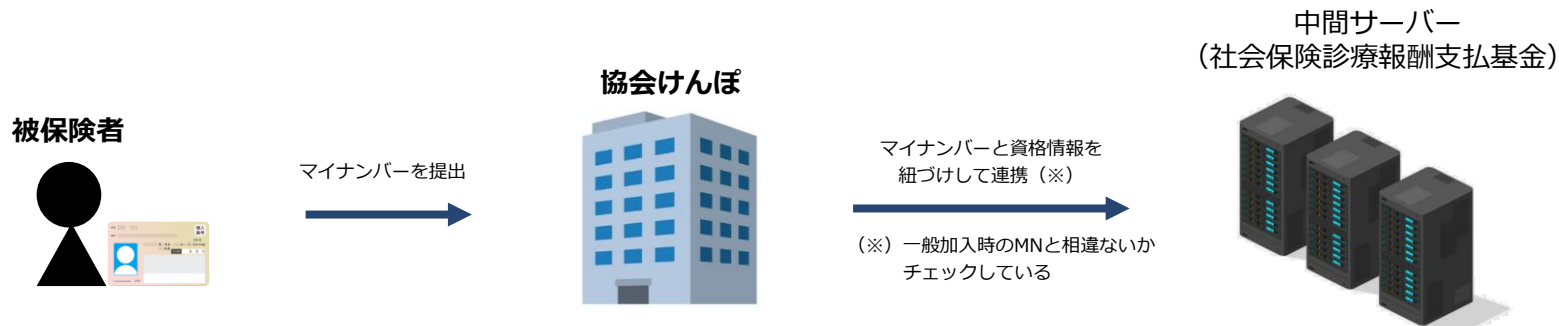
### (3) 一般被扶養者の場合（添付書類で扶養条件を確認する場合）

事業所は、異動届を日本年金機構に提出する（異動届にマイナンバーを記載している場合としていない場合両方が存在する）。日本年金機構では、添付書類で扶養条件を確認し、異動届にマイナンバーが記載されていれば、マイナンバーを協会に連携する。協会では、日本年金機構からマイナンバーが連携されてこなかった場合、J-LIS照会を実施し、マイナンバーを取得後、日本年金機構から連携されてきたマイナンバーと併せて、資格情報とマイナンバーを紐づけし、中間サーバーに連携する。



### (4) 任意継続被保険者（被扶養者）の場合

任意継続被保険者取得届（異動届）に記載されたマイナンバーを資格情報と紐づけして、中間サーバーに連携する。



## 1. 新規の誤り事案の発生を防止

### (1) 新規登録データの正確性確保

- 資格取得の届出における被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化  
【省令改正:6/1施行】
- やむを得ず保険者がJ-LIS照会して加入者の個人番号を取得する場合には、必ず5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）により照会を行うこと明確化  
【通知改正:6/1施行】

### (2) 新規登録データの全件チェック

- 新規登録時に全件J-LIS照会を実施【システム改修を行い、来年度から実施予定】

## 2. 登録済みデータの点検

### (3) 全保険者による点検【新規】 ※5月23日厚生労働大臣より表明

- 全保険者に対し、漢字氏名や住所を確認せずに、3情報一致により個人番号を取得するなど、加入者のデータ登録等を行う際の本来の事務処理要領と異なる方法で行ったことはなかった点検を要請。該当する加入者情報がある場合には、J-LIS照会による5情報の一致等の確認を行うこととし、6月末までに作業状況の報告を、7月末までに作業結果の報告を求める。

### (4) 登録済みデータ全体のチェック【新規】 ※5月23日厚生労働大臣より表明

- 登録済みデータ全体を対象に5情報についてJ-LIS照会を行い、異なる個人番号が登録されている疑いがあるものについて、本人に送付する等により確認を行う。



保保発 0127 第1号  
保国発 0127 第1号  
保高発 0127 第1号  
保連発 0127 第2号  
令和4年1月27日  
令和5年4月14日一部改正

都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
後期高齢者医療主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合  
健康保険組合連合会  
関係各省共済組合等所管課(室)

御中

厚生労働省保険局保険課長  
(公印省略)  
厚生労働省保険局国民健康保険課長  
(公印省略)  
厚生労働省保険局高齢者医療課長  
(公印省略)  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課長  
(公印省略)

オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご努力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認等システム(以下「オンライン資格確認」という。)については、令和3年10月20日から本格運用を開始していますが、本格運用開始後に検知された異なる個人番号が登録されていた事案について、令和3年12月23日に開催された第149回社会保障審議会医療保険部会において報告を行っています(別添1参照)。

今回の事案の発生原因等を踏まえ、保険者等が個人番号を登録する際の留意事項を下記のとおりまとめましたので、対応につき遺漏無きようお願い申し上げます。

また、保険者等において異なる個人番号を登録した場合の対応については、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成

29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省)、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省)、各保険者等が定める個人情報に関する規程等を踏まえ、以下のとおり事案の報告等を実施していただくようお願い申し上げます。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知を、関係各省共済組合等所管課(室)におかれては、所管の共済組合等への周知をお願いいたします。

記

## 1. 個人番号の取得・登録・修正を行う際の基本的留意事項

(1) 医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)への個人番号登録に当たっては、資格取得届及び被扶養者届(以下「資格取得届等」という。)に記載された個人番号に基づき登録することを原則とします。資格取得届等に個人番号の記載がない場合、原則として、保険者等は届出を行った事業主に個人番号の記載を求めてください。

## (2) J-LIS 照会により個人番号を取得する場合

提出された資格取得届等に個人番号の記載がない場合は、その都度、事業主に個人番号の提出を依頼・督促してください。その上で、個人番号の提出が遅延する場合は、保険者等が地方公共団体情報システム機構(J-LIS)への照会(以下「J-LIS 照会」という。)により加入者の個人番号を取得することが可能ですが、当該J-LIS 照会を行う場合には、異なる個人番号が登録された事案が発生し、オンライン資格確認等システムの信頼を損なっていることに鑑み、改めて以下の点に十分留意して確実に本人の個人番号が取得・登録されるよう徹底をお願いします。

- ・ 5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)により照会を行い、5情報が一致しない場合は取得せず、本人への確認を行うこと。なお、漢字氏名や住所の一部に「●」がある場合や、カナ氏名の一部に表記ゆれがある場合、住所について番地等の表記方法(例:1-2-2と1丁目2番地2号など)が異なる場合であっても、他の情報が完全一致しており実態として同一の氏名や住所を指していることが明らかである場合は、これを一致するものとして取り扱ってよいが、その場合も本人への確認を併せて行うことが望ましいこと。
- ・ 上記の5情報のうち、4情報以下(例:カナ氏名、生年月日、性別など)によるJ-LIS 照会で個人番号を取得しないこと。
- ・ 市町村国保及び後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)においては、住所地特例等により自治体外に在住している者(住登外者)について、J-LIS 照会により確実に個人番号を確認すること。

## 令和5年5月23日(火) 厚生労働大臣会見(抜粋)

加藤厚生労働大臣 マイナンバーカードの健康保険証利用については今般、別の方の資格情報に紐付けられた事案が続けて発生しております。その原因は事業主からの資格取得届に個人番号の記載がないものがあり、保険者において加入者の個人番号を取得する際に漢字氏名や住所を確認せずに取得するなど本来の事務処理とは異なる方法で行ったことによるものであり、誠に遺憾に思います。こうした事案を受けて新たに2つの対策を講じることといたしました。

まず1つ目は、全保険者に対して厚生労働省が示している基本的な留意事項とは異なる方法で事務処理を行っていなかったか点検を行い、該当するものがある場合には改めて5情報、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所の一致などの確認を行っていただくよう要請いたします。6月末までに作業状況の報告を、7月末までに作業結果の報告を求めることとしております。

2つ目は、これまで登録された加入者情報について誤りがないかを確認するため、現在オンライン資格確認等システムに登録されているデータ全体について住民基本台帳情報と照合し5情報の一致状況を確認します。異なる個人番号が登録されている疑いがあるものについて、速やかにご本人に送付する等により確認いただきたいと考えております。これはまさに、これまで入力に関してより適正な処理をとということで、すでにこの内容はお話しておりますが、今回はすでに登録されている方々全般についてもう一度しっかりチェックをするということであります。オンライン資格確認のメリットを実感して利用していただくためにも、従前から申し上げておりますがシステムに対する信頼が大変重要であります。そうした信頼を損なうことのないよう保険者による迅速かつ正確なデータ登録の徹底を求めるとともに、厚生労働省としてもそのための仕組みの構築を含めて対応していきたいと考えております。私からは以上です。

## 令和5年6月2日(金) 厚生労働大臣会見(抜粋)

加藤厚生労働大臣 2点目ですが、マイナンバーカードを活用するサービスについては関係省庁が連携して国民の皆様の信頼を確保すべく対応をしているところです。マイナンバー総合フリーダイヤル0120-95-0178にお問い合わせいただければ、マイナンバーカードに関する国民の皆様からのお問い合わせに適切に対応できるよう、改めて各省庁間での連携を徹底させていただきました。厚生労働省だけではなくデジタル庁と総務省のホームページにおいても周知を行っております。今後とも国民の皆様がマイナンバーカードの健康保険証としてのご利用に当たってご安心いただけるよう、引き続き必要な対応に取り組んでまいります。私からは以上です。

# オンライン資格確認等システムにおいて 保険者から異なる個人番号が登録された事例

(参考) 令和5年6月29日  
医療保険部会 資料1

- 前回公表(※1)から令和5年5月22日まで(※2)の間に、保険者から異なる個人番号が登録された事例について、新たに60件を確認。(令和3年10月の本格運用開始から、計7,372件)  
これらの事例は、閲覧を停止し、データの補正を全件実施済み。

※1 令和5年2月17日「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」中間とりまとめにて、令和3年12月から令和4年11月末までの間の事例を公表。

※2 令和5年5月23日に全保険者に対し点検作業を依頼。

- このうち、薬剤情報等が閲覧された事例について、新たに4件を確認(※3)。また、前回公表した11月末までの事例のうち、薬剤情報等が閲覧された事例について、新たに1件を確認。(令和3年10月の本格運用開始から、計10件)

※3 オンライン資格確認の実施機関(社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会)によるアクセスログの確認を完了し、現在、保険者において事実関係を最終確認中。

|                           | 保険者から異なる個人番号の登録が判明した事例 | うち、薬剤情報等が閲覧された事例 |                                |
|---------------------------|------------------------|------------------|--------------------------------|
| 令和3年10月～11月末              | 33件                    | 1件               | ※オンライン資格確認の利用件数約2,200万件        |
| 令和3年12月～令和4年11月末          | 7,279件※4               | 5件※5             | ※オンライン資格確認の利用件数約5.9億件          |
| 令和4年12月～令和5年5月22日         | 60件                    | 4件               | ※オンライン資格確認の利用件数約7.2億件(5月末まで)   |
| 合計<br>(令和3年10月～令和5年5月22日) | 7,372件                 | 10件              | ※オンライン資格確認の利用件数計約13.2億件(5月末まで) |

※4 7,279件のうち7,114件は、協会けんぽにおいて、資格情報の重複調査(自主点検)により判明したものの。

※5 2月17日公表時点では4件であったが、アクセスログの確認が7,279件の全件が完了し、新たに1件を確認。



# マイナンバーカードでオンライン資格確認ができない場合の対応

1 転職等のタイムラグにより、新しい有効な保険証が発行されていない場合

現行と同様、  
医療機関において柔軟に対応

【保険証は発行されているが、システムへのデータ登録が完了していない場合】

2 転職等の際に事業主から提出される資格取得届にマイナンバーが記載されておらず保険者において確認中の場合 等  
※表示：「資格（無効）」「資格情報なし」

有効な保険証が発行されていることを前提に、医療機関等において本人情報※を確認し、患者自己負担分（3割等）を受領

※ マイナンバーカードの券面4情報・保険者名等

転職等により新しい保険証が交付された場合などに、データ登録がなされているか、マイナポータルで事前確認いただくこと等を、保険者・事業主を通じて周知

旧資格による請求  
でレセプト振替  
or  
被保険者番号等  
不詳で請求し、実  
施機関で特定

【保険証は発行されており、システムへのデータ登録は完了しているが、機器不良等のトラブルによりオンライン資格確認ができない場合】

オンライン資格確認等システムにアクセス可能な場合

3-1 顔認証付カードリーダーの故障  
3-2 カードの不具合（券面汚損、ICチップ破損、電子証明書の有効期限切れ）

有効な保険証が発行されていることを前提に、医療機関等において本人情報※を確認し、患者自己負担分（3割等）を受領

※ マイナンバーカードの券面4情報・保険者名等

システム障害時モード  
を利用して資格確認

確認した資格情報に基づき  
レセプト請求

オンライン資格確認等システムにアクセスできない場合

3-3 資格確認端末の故障  
3-4 停電、施設の通信障害、広範囲なネットワーク障害

マイナポータルの資格情報の提示が可能な場合は、その場で資格情報を確認し、患者自己負担分（3割等）を受領。  
※3-2は不可

## マイナンバーカードによるオンライン資格確認が行えない場合の対応

保険料を払っておられる方が必要な自己負担（3割分等）で必要な保険診療を受けられるようにするため、以下のご協力をお願いします。

【患者の皆様へのお願い】

- 医療機関・薬局がレセプト請求を行うために必要な情報の提供に、ご協力をお願いします。

【医療機関・薬局へのお願い】

- 被保険者番号などがわからなくても、レセプト請求を可能とするため、診療報酬請求を行うための必要な情報を患者から収集するなど、一定の事務的対応にご協力をお願いします。

〔何らかの事情でその場で資格確認を行えないケース〕

⇒ 〔資格確認※1・2〕

⇒ 〔窓口負担〕

⇒ 〔レセプト請求〕

⇒ 〔医療費負担〕

1. 「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示された場合

※ 保険者による迅速かつ正確なデータ登録を徹底し、こうした事象自体を減らします。

2. 機器不良等のトラブルによりオンライン資格確認ができない場合

(例)

- ・顔認証付カードリーダーや資格確認端末の故障
- ・患者のマイナンバーカードの不具合、更新忘れ
- ・停電、施設の通信障害、広範囲なネットワーク障害など

【可能であれば、いずれかの方法で資格確認をお願いします】

- ・マイナポータルの資格情報画面（患者自身のスマートフォンで提示可能な場合）
- ・保険証（患者が持参している場合）

【上記の方法により資格確認できない場合】

- ・受診等された患者の皆様へ、被保険者資格申立書の記入をお願いします。

患者自己負担分（3割等）を受領

1. 現在の資格情報の確認ができた場合は、当該資格に基づき請求をお願いします。

2. 1が困難な場合でも、過去の資格情報（保険者番号や被保険者番号）が確認できた場合には、当該資格に基づき請求をお願いします。

3. 1・2のいずれも困難である場合には、保険者番号や被保険者番号が不詳のままでも、請求を行っていただくことが可能です。  
※ この場合、診療報酬等のお支払いまでに一定の時間をいただくことがあります。

- ・受診等された患者が加入している保険者が負担します。

※ 過去の資格情報に基づき請求されたレセプトや、資格情報不詳のままでも、審査支払機関において、可能な限り直近の保険者を特定します。

- ・最終的に保険者を特定できなかった場合には、災害等の際の取扱いを参考に、保険者等で負担を按分します。

※1 顔認証付きカードリーダーで顔認証等がうまくいかない場合には、モードを切り替えて、医療機関・薬局の職員の目視により本人確認を行っていただくことも可能です。

※2 その場で又は事後的にシステム障害時モードを立ち上げて、資格確認をしていただくことも可能です。

# 令和6年秋に向けたロードマップ

|                            |                                       | 2023年度<br>(令和5年度)   | 2024年度<br>(令和6年度)                  |
|----------------------------|---------------------------------------|---|------------------------------------|
| ① 保険者による迅速かつ正確なデータ登録の徹底    | ・新規登録データの誤登録再発防止                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>▼ 資格取得届出のマイナンバーの記載義務を明確化 (省令改正: 6/1施行)</li> <li>▼ マイナンバー提出が困難な場合のJ-LIS照会手順を明確化 (通知改正: 6/1適用)</li> </ul>  | 新規登録データについて全件システムチェックによりJ-LIS照会を実施 |
|                            | ・登録済みデータの総点検                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>▼ 作業状況報告 (6月末)</li> <li>▼ 点検結果の報告 (7月末)</li> </ul> <p>全保険者による点検</p> <p>▼ 8月以降順次</p> <p>データ全体のチェック (J-LIS照会)</p> <p>誤登録の疑いがあるものについて、本人に送付する等により確認</p> |                                    |
| ② 医療現場等におけるオンライン資格確認の円滑な運用 | ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▼ 通知発出、マニュアル</li> <li>▼ 8月以降</li> </ul> <p>医療現場等への周知</p> <p>基本的考え方に基づいた取扱い (令和5年8月診療分から)</p>   |                                    |
|                            | ・医療現場における実務上の課題の実態把握                  | コールセンターの問い合わせ分析/現場の課題等ヒアリング<br>トラブルシューティングのQ&Aをさらに充実  |                                    |
|                            | ・高齢者・障害者施設入居者等への対応                    | 市町村による施設や個人宅への出張申請受付の推進<br>施設等による申請とりまとめ・代理受取りの推進<br>取得管理マニュアル等の作成・発出   |                                    |

令和6年秋  
保険証廃止

※ その他、保険証廃止に向け、マイナンバーカードの取得促進、資格確認書の運用整理、訪問診療等や柔整あはき施術所等におけるオンライン資格確認の実施、スマホ搭載されたマイナンバーカード機能を活用したオンライン資格確認の開発等についても進める。

※ 法律に基づき、令和7年秋まで、最大1年間、発行済みの健康保険証が使える猶予期間となる。